

日本雑穀アワード 2026《一般食品部門》応募規定

第1条（応募対象）

日本国内において製造、または加工され、小売店舗や宅配、通信販売等により販売される、全国的な流通が可能な賞味期限表示の雑穀加工食品（以下「商品」という。）となります。常温、または冷蔵状態で流通する、ミックス雑穀、和洋菓子、レトルト食品、麺類、飲料、健康補助食品のほか、弁当、ごはん、麺、パン、スイーツなどの冷凍食品が含まれます。なお、雑穀を含めて使用する原材料については、国内産、外国産は問いません。

第2条（応募方法）

所定の応募用紙に必要事項を記入し、エントリーフォームにてご応募ください。審査料は、1商品につき85,000円（税別）となります。なお、同じ雑穀を使用するシリーズ商品の2点目以降は半額になります。審査に必要なサンプル等については、受付後、応募書類を確認して個別にご連絡いたします。

第3条（応募数の上限）

応募可能な商品数に上限はありません。

第4条（審査方法）

審査は、当協会と秘密保持契約のうえ審査員として登録している、当協会認定の雑穀アドバイザー、および雑穀クリエイター（以下「審査員」という。）が行います。1商品につき複数名の審査員が審査基準に従って採点し、その合計平均点をもって評価点数とします。

第5条（表彰）

評価点数の基準により、金賞、銀賞、銅賞を決定し表彰いたします。

第6条（審査結果の通知）

審査結果はE-mailにてご連絡いたします。詳細な評価結果報告書については、後日、書面にてご報告いたします。

第7条（受賞商品の公表）

表彰された商品（以下「受賞商品」という。）は、金賞受賞商品に限り、当協会ホームページに掲載すると共に、関係団体や企業、メディア関係者等に広くリリースいたします。なお、銀賞、銅賞、及び表彰されなかった商品を含めて、金賞受賞以外の商品については、応募企業が受賞について発表している場合を除き、当協会からは応募の有無を含めて公表いたしません。

第8条（受賞の有効期間）

受賞商品は受賞後3年間に限り、受賞したことの広告や紹介、及び、受賞ロゴマーク（以下「受賞マーク」という。）の使用が可能になります。

第9条（受賞実績告知の方法）

受賞商品名、受賞内容、受賞年度について、わかりやすく明記してください。また、メダルや王冠など、受賞マークと誤認するような独自のマークを使用しての広告はできません。

第10条（受賞マークの使用に関する費用）

商品1点につき、以下の使用料を支払うことで、有効期間内において使用することができます。

受賞より1年間は、ホームページ、チラシ、POP等への使用が可能です。なお、2年目以降は任意継続で有償になります。40,000円（税別）／年間

ただし、受賞商品のパッケージ等に直接使用する場合は、下記の使用料が必要になります。

- ◇ 協会作成受賞マークシール 3.0円（税別）／枚
- ◇ パッケージ等への個別印刷、独自作製シール使用時 1.5円（税別）／枚

第11条

3年連続で金賞を受賞した場合には、殿堂入りとなります。その後は、受賞商品に大幅な変更がない限り、殿堂入り認定商品として有効期限なく継続して紹介が可能です。なお、前条の受賞マークの使用に関する費用は必要になります。

第12条（受賞後の商品変更）

受賞後に、商品の名称、原材料などに変更があった場合には、速やかに当協会までお届けください。内容を確認し、軽微な変更であればそのまま受賞商品として継続できますが、審査結果に影響を及ぼす大幅な変更の場合には、同一商品と認められない場合があります。

第13条（その他）

受賞後に、受賞商品または応募者において、健全な雑穀の普及等の信頼を損なう問題が発生した場合には、受賞を取り消すことがあります。また、受賞商品の広告取り扱い等について、当応募規定に準拠していないと判断された場合は、ホームページ、印刷物の修正など、改善をお願いすることがあります。なお、応募する際は、当応募規定について同意するものとします。その他、当応募規定に記載のない事項については、その都度判断いたします。